

- 孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）第20条に基づき、内閣府の特別の機関として「孤独・孤立対策推進本部」を設置。内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚により構成。孤独・孤立対策重点計画の作成及びその実施の推進、孤独・孤立対策に関する重要事項の審議を行うこととされている。
- **孤独・孤立対策の推進及び関係行政機関相互の調整等に資することを目的として、内閣府特命担当大臣を議長とし、各府省庁の局長・審議官級から構成される「孤独・孤立対策推進会議」が下部会議として設置**されている。

孤独・孤立対策推進本部構成員（法第23条～第25条）

本部長	内閣総理大臣
副本部長	内閣官房長官及び内閣府特命担当大臣（孤独・孤立対策）
構成員	総務大臣
	法務大臣
	文部科学大臣
	厚生労働大臣
	農林水産大臣
	国土交通大臣
	環境大臣
	上記のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者 ⇒全閣僚を構成員として指定

孤独・孤立対策推進会議 構成員（推進本部決定）

議長	内閣府特命担当大臣（孤独・孤立対策）
議長代行	孤独・孤立対策を担当する内閣府副大臣
副議長	孤独・孤立対策を担当する内閣府大臣政務官
構成員	全府省庁の局長・審議官級

孤独・孤立対策推進本部（第1回）における内閣総理大臣指示

近年、我が国では、社会環境の変化により人と人とのつながりが希薄化しており、今後、単身世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題が深刻化することが懸念されています。

孤独・孤立の状態は、人生のあらゆる段階で何人にも生じうるものであり、個々人の幸福度や心身の健康のみならず、社会機能の存続にも関わる問題です。

こうしたことから、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策を総合的に推進するため、昨年、「孤独・孤立対策推進法」が制定されました。

この度、4月1日の同法の施行に伴い、新たに、私を本部長とする「孤独・孤立対策推進本部」が設置され、対策の推進体制が整備されました。

本日の会合では、加藤担当大臣から、これまでの孤独・孤立対策の取組などについて説明をいただきました。今後、新たな「孤独・孤立対策重点計画」の策定に向け、検討を深化させていかなければなりません。

関係大臣におかれては、既存の施策の運用改善や新規施策の検討など、更なる推進につながる取組をしっかりと検討してください。

また、加藤担当大臣におかれては、各府省の検討を踏まえ、有識者や関係者の意見も丁寧に聞きながら、新たな「重点計画」案をとりまとめ、次回の本部に報告してください。

さらに、岸田政権では、安心して歳を重ねることができる社会に向け、独居高齢者等の生活上の課題に取り組んでおり、昨年開催した「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議」で、ガイドラインの策定を指示していました。本日、説明のあったガイドライン案について、パブリックコメントを進め、速やかに策定してください。

孤独・孤立対策推進法の目的である「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会」の実現に向け、関係閣僚の御協力をお願いいたします。